

## 第 10 期計画地域区分の見直しについて

【地域区分とは】

内容	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護報酬の基本単価に、地域ごとの人件費・物価差を反映させる仕組み。</li> <li>国家公務員の地域手当（再編成により7段階から5段階へ変更）に準じて設定。</li> <li>地域区分は介護保険制度の全サービスに適用され、訪問介護、通所介護、施設サービスなど、すべての介護サービスの報酬単価に反映する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国一律の報酬だと物価や人件費高騰地域で採算が取れないなどの地域差を埋める。</li> <li>事業者の収支安定とサービス均等提供を実現し、地域の実情に合った公平な介護サービスを提供。</li> <li>R6.8月の人事院勧告による地域手当の級地区分の段階が再編された。</li> </ul>

【区分の再編による段階数】R6.8月の人事院勧告による地域手当の再編

R6.8再編前	再編後
・1級地 20%	・1級地 20%
・2級地 16%	・2級地 16%
・3級地 15%	・3級地 12%
・4級地 12%	・4級地 8%
・5級地 10%	・5級地 4%
・6級地 6%	
・7級地 3%	
・その他 0%	

【これまでの印西市の地域区分】

地域区分	6期(27-29)	7期(H30-R2)	8期(R3-R5)	9期(R6-R8)	10期(R9-R11)	※(R8.3.19期限)県に回答
	7級地(3%)	5級地(10%)	5級地(10%)	5級地(10%)	3級地(12%)	10期、初回の意向を回答

【近隣市の状況】 ※第10期の欄は、各市の公務員の地域手当であり、意向ではありません。

第10期が公務員の地域手当に準拠した場合の割合	千葉県	柏市	我孫子市	白井市	八千代市	佐倉市	酒々井町	成田市	栄町	印西市
	4%	8%	12%	4%	8%	8%	4%	12%	4%	12%
第9期の級地		6%	6%	6%	10%	10%	6%	12%	10%	10%
第8期の級地		6%	6%	6%	10%	10%	6%	12%	10%	10%
第7期の級地		6%	6%	6%	10%	10%	6%	12%	6%	10%

	メリット	デメリット
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護報酬の上昇による収益増</li> <li>隣接地域より地域区分が高い=周辺より賃金が高いことによる人材確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者による経営計画：3年ごとの区分見直しに合わせ、長期予算を見直す必要あり。</li> <li>利用者への説明（重要事項説明書等の修正）</li> <li>経費、賃金水準が上がる（人件費の上昇）</li> </ul>
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な介護サービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担額は介護保険の負担割合（1～3割）に上乗せ単価を掛けるため負担増。利用回数と介護度によるが、利用するサービス量が多い方ほど、その差は大きくなる</li> </ul>
印西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の見直し（増額）による収入増</li> <li>保険者として持続的で安定した財政運営</li> <li>近隣より賃金等が高いことによる印西市内事業所への人材確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料額の上昇による被保険者対応</li> <li>事業所へ賃金等へ還元されているか確認</li> </ul>

【介護サービス利用例】 ※目安とお考え下さい。

例) 通所介護 要介護3、デイサービス1日/8時間以上利用（サービス単位数：911単位）、月/12回利用

介護報酬基準単価：1単位あたり10円（基準値）

地域区分10%の場合：10.45円/単位

地域区分12%の場合：10.54円/単位

## ◎ サービス費用

地域区分10%の場合：911単位×10.45円=9,518.95円/日

9,518.95円/日×12日=114,227.4円/月

地域区分12%の場合：911単位×10.54円=9,605.94円/日

9,605.94円/日×12日=115,271.28円/月

## ◎ 利用者負担（1割負担）の計算

地域区分10%の場合：114,227.4円×0.1=11,422.74円

地域区分12%の場合：115,271.28円×0.1=11,527.13円

※利用者の負担額（1割の場合）は、1か月あたり約104円増加となる

## 第9期の計画値での比較（計画値：10% 変更後：12%での試算）

第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）						
「(7) 保険給付費等の見込み84頁」より						
区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計	地域区分の変更後	影響額
標準給付費見込額（A）	6,000,794,571円	6,287,565,354円	6,698,597,011円	18,986,956,936円	20,278,499,968円	1,291,543,032円
地域支援事業費（B）	351,642,751円	382,923,910円	418,404,243円	1,152,970,904円	1,156,991,155円	4,020,251円
第1号被保険者負担割合（C）				23%	23%	
第1号被保険者負担分相当額（D）=（A+B）×C	1,461,060,584円	1,534,212,531円	1,636,910,288円	4,632,183,403円	4,930,162,958円	297,979,555円
調整交付金相当額（E）	308,003,189円	322,703,451円	343,676,424円	974,383,064円	974,383,064円	-
調整交付金見込交付割合（F）	0	0	0			-
調整交付金見込額（G）	0円	0円	0円	0円	0円	-
介護給付費準備基金取崩額（H）				550,000,000円	550,000,000円	-
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（I）				0円	0円	-
財政安定化基金取崩による交付金（J）				0円	0円	-
保険料収納必要額（K） = D+E-G-H-I-J				5,056,566,468円	5,354,546,022円	297,979,554円
予定保険料収納率	99%				99%	-
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数	28,973人	29,728人	30,414人	89,115人	89,115人	-
保険料の基準額【年額】	57,315円				59,485円	2,170円
保険料の基準額【月額】	4,776円				4,957円	181円

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

（参考）

現・第9期保険料 基準額

57,600円
4,800円

計画値ベースでの試算ですので、サービス利用実績の状況によって数値は変動します。あくまで目安とお考えください。

①介護サービス給付費

サービス種類	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	9期中計画値	10%→12%	地域区分の変更後	影響額
	給付費	給付費	給付費	給付費	増加率		
<b>居宅サービス</b>	<b>2,415,647,000</b>	<b>2,625,971,000</b>	<b>2,944,252,000</b>	<b>7,985,870,000</b>		<b>8,058,768,764</b>	<b>72,898,764</b>
訪問介護	347,217,000	377,252,000	397,026,000	1,121,495,000	1.0130841121	1,136,168,766	14,673,766
訪問入浴介護	65,998,000	94,091,000	98,852,000	258,941,000	1.0130841121	262,329,013	3,388,013
訪問看護	196,507,000	229,587,000	282,514,000	708,608,000	1.0130841121	717,879,507	9,271,507
訪問リハビリテーション	70,004,000	74,188,000	77,879,000	222,071,000	1.0104265403	224,386,432	2,315,432
居宅療養管理指導	69,677,000	74,418,000	79,221,000	223,316,000	1.0000000000	223,316,000	0
通所介護	710,316,000	772,669,000	811,514,000	2,294,499,000	1.0086124402	2,314,260,235	19,761,235
通所リハビリテーション	114,585,000	121,527,000	129,607,000	365,719,000	1.0104265403	369,532,184	3,813,184
短期入所生活介護	292,594,000	305,029,000	319,969,000	917,592,000	1.0104265403	927,159,310	9,567,310
短期入所療養介護(老健)	35,855,000	37,015,000	40,232,000	113,102,000	1.0086124402	114,076,084	974,084
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	1.0086124402	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	1.0086124402	0	0
福祉用具貸与	199,020,000	212,566,000	223,785,000	635,371,000	1.0000000000	635,371,000	0
特定福祉用具購入費	11,775,000	12,205,000	12,639,000	36,619,000	1.0000000000	36,619,000	0
住宅改修費	9,317,000	9,317,000	9,317,000	27,951,000	1.0000000000	27,951,000	0
特定施設入居者生活介護	292,782,000	306,107,000	461,697,000	1,060,586,000	1.0086124402	1,069,720,233	9,134,233
<b>地域密着型サービス</b>	<b>814,758,000</b>	<b>853,994,000</b>	<b>907,600,000</b>	<b>2,576,352,000</b>		<b>2,599,212,970</b>	<b>22,860,970</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護	3,731,000	3,736,000	3,736,000	11,203,000	1.0130841121	11,349,581	146,581
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	1.0130841121	0	0
地域密着型通所介護	260,632,000	270,104,000	284,412,000	815,148,000	1.0086124402	822,168,413	7,020,413
認知症対応型通所介護	6,217,000	6,225,000	6,225,000	18,667,000	1.0104265403	18,861,632	194,632
小規模多機能型居宅介護	75,681,000	106,531,000	142,100,000	324,312,000	1.0104265403	327,693,452	3,381,452
認知症対応型共同生活介護	384,756,000	385,563,000	389,292,000	1,159,611,000	1.0086124402	1,169,598,080	9,987,080
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	1.0086124402	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	83,741,000	81,835,000	81,835,000	247,411,000	1.0086124402	249,541,812	2,130,812
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	1.0104265403	0	0

サービス種類	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	9期中計画値	10%→12%	地域区分の変更後	影響額
	給付費	給付費	給付費	給付費	増加率		
施設サービス	1,973,505,000	1,977,428,000	1,977,202,000	5,928,135,000		5,979,190,708	51,055,708
介護老人福祉施設	1,409,780,000	1,412,989,000	1,412,763,000	4,235,532,000	1.0086124402	4,272,010,266	36,478,266
介護老人保健施設	533,996,000	534,672,000	534,672,000	1,603,340,000	1.0086124402	1,617,148,670	13,808,670
介護医療院	29,729,000	29,767,000	29,767,000	89,263,000	1.0086124402	90,031,772	768,772
居宅介護支援	269,486,000	281,343,000	293,051,000	843,880,000	1.0130841121	854,921,421	11,041,421

② 介護予防サービス給付費

サービス種類	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	9期中計画値	10%→12%	地域区分の変更後	影響額
	給付費	給付費	給付費	給付費	増加率		
介護予防サービス	123,553,000	127,176,000	141,339,000	392,068,000		395,019,346	2,951,346
介護予防訪問入浴	0	0	0	0	1.0130841121	0	0
介護予防訪問看護	26,933,000	28,119,000	29,271,000	84,323,000	1.0130841121	85,426,292	1,103,292
介護予防訪問リハビリテーション	14,543,000	15,067,000	15,312,000	44,922,000	1.0104265403	45,390,381	468,381
介護予防居宅療養管理指導	5,729,000	5,859,000	6,080,000	17,668,000	1.0000000000	17,668,000	0
介護予防通所リハビリテーション	21,002,000	21,565,000	22,926,000	65,493,000	1.0104265403	66,175,865	682,865
介護予防短期入所生活介護	3,897,000	3,902,000	4,683,000	12,482,000	1.0104265403	12,612,144	130,144
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	1.0086124402	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	1.0086124402	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	1.0086124402	0	0
介護予防福祉用具貸与	27,019,000	28,210,000	28,848,000	84,077,000	1.0000000000	84,077,000	0
特定介護予防福祉用具購入費	765,000	765,000	765,000	2,295,000	1.0000000000	2,295,000	0
介護予防住宅改修	5,004,000	5,004,000	5,004,000	15,012,000	1.0000000000	15,012,000	0
介護予防特定施設入居者生活介護	18,661,000	18,685,000	28,450,000	65,796,000	1.0086124402	66,362,664	566,664

サービス種類	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	9期中計画値	10%→12%	地域区分の変更後	影響額
	給付費	給付費	給付費	給付費	増加率		
地域密着型介護予防サービス	16,160,000	19,077,000	18,396,000	53,633,000		54,148,564	515,564
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	1.0104265403	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,146,000	10,051,000	12,379,000	29,576,000	1.0104265403	29,884,375	308,375
介護予防認知症対応型共同生活介護	9,014,000	9,026,000	6,017,000	24,057,000	1.0086124402	24,264,189	207,189
介護予防支援	24,952,000	26,014,000	26,863,000	77,829,000	1.0130841121	78,847,323	1,018,323

	給付費					地域区分の変更後	影響額
標準給付費 (⑤~⑦合計)	5,638,061,000	5,911,003,000	6,308,703,000	17,857,767,000		19,149,299,032	162,342,096

### ③その他の給付

サービス種類	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	9期中計画値	10%→12%	地域区分の変更後	影響額
	給付費	給付費	給付費	給付費	増加率		
その他の給付	357,733,571	370,062,354	381,894,011	1,109,689,936		1,109,689,936	
特定入所者介護サービス費	206,123,296	213,227,045	220,044,354	639,394,695	1.0000000000	639,394,695	0
高額介護サービス費	131,025,107	135,540,703	139,874,218	406,440,028	1.0000000000	406,440,028	0
高額医療合算介護サービス費	20,585,168	21,294,606	21,975,439	63,855,213	1.0000000000	63,855,213	0
審査支払手数料	5,000,000	6,500,000	8,000,000	19,500,000	1.0000000000	19,500,000	0

総給付費 (①~③合計)	6,000,794,571	6,287,565,354	6,698,597,011	18,986,956,936		20,278,488,968	162,342,096
--------------	---------------	---------------	---------------	----------------	--	----------------	-------------

### ④介護予防・日常生活支援総合事業

サービス種類	令和6年度 計画値	令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	9期中計画値	10%→12%	地域区分の変更後	影響額
	給付費	給付費	給付費	給付費	増加率		
介護予防・日常生活支援総合事業	133,855,000	139,935,080	147,018,078	420,808,158		424,828,409	4,020,251
訪問事業	28,174,000	29,453,744	30,944,584	88,572,329	1.0130841121	89,731,219	1,158,890
通所事業	105,681,000	110,481,335	116,073,494	332,235,829	1.0086124402	335,097,190	2,861,361

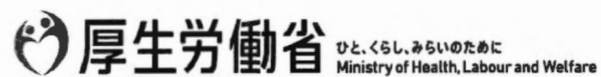
## (参考) 級地による上乗せ割合

※R7年度人件費割合による

サービス	10%	12%	
居宅療養管理指導	10	10	1
福祉用具貸与	10	10	1
介護予防居宅療養管理指導	10	10	1
介護予防福祉用具貸与	10	10	1
特定福祉用具購入費	10	10	1
住宅改修費	10	10	1
特定介護予防福祉用具購入費	10	10	1
介護予防住宅改修	10	10	1
通所介護	10.45	10.54	1.008612
通所事業	10.45	10.54	1.008612
短期入所療養介護	10.45	10.54	1.008612
短期入所療養介護(老健)	10.45	10.54	1.008612
短期入所療養介護(病院等)	10.45	10.54	1.008612
短期入所療養介護(介護医療院)	10.45	10.54	1.008612
特定施設入居者生活介護	10.45	10.54	1.008612
地域密着型通所介護	10.45	10.54	1.008612
認知症対応型共同生活介護	10.45	10.54	1.008612
地域密着型特定施設入居者生活介護	10.45	10.54	1.008612
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.45	10.54	1.008612
介護老人福祉施設	10.45	10.54	1.008612
介護老人保健施設	10.45	10.54	1.008612
介護医療院	10.45	10.54	1.008612
介護予防短期入所療養介護	10.45	10.54	1.008612
介護予防短期入所療養介護(老健)	10.45	10.54	1.008612
介護予防短期入所療養介護(病院等)	10.45	10.54	1.008612
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	10.45	10.54	1.008612
介護予防特定施設入居者生活介護	10.45	10.54	1.008612
介護予防認知症対応型共同生活介護	10.45	10.54	1.008612
訪問リハビリテーション	10.55	10.66	1.010427
通所リハビリテーション	10.55	10.66	1.010427
短期入所生活介護	10.55	10.66	1.010427
認知症対応型通所介護	10.55	10.66	1.010427
小規模多機能型居宅介護	10.55	10.66	1.010427
看護小規模多機能型居宅介護	10.55	10.66	1.010427
介護予防訪問リハビリテーション	10.55	10.66	1.010427
介護予防通所リハビリテーション	10.55	10.66	1.010427
介護予防短期入所生活介護	10.55	10.66	1.010427
介護予防認知症対応型通所介護	10.55	10.66	1.010427
介護予防小規模多機能型居宅介護	10.55	10.66	1.010427
訪問介護	10.7	10.84	1.013084
訪問事業	10.7	10.84	1.013084
訪問入浴介護	10.7	10.84	1.013084
訪問看護	10.7	10.84	1.013084
定期巡回・随時対応型訪問介護	10.7	10.84	1.013084
夜間対応型訪問介護	10.7	10.84	1.013084
居宅介護支援	10.7	10.84	1.013084
介護予防訪問入浴	10.7	10.84	1.013084
介護予防訪問看護	10.7	10.84	1.013084
介護予防支援	10.7	10.84	1.013084

10.45 10.54

資料1(別紙)



社会保障審議会 介護給付費分科会(第243回)	資料1
令和6年12月23日	

地域区分

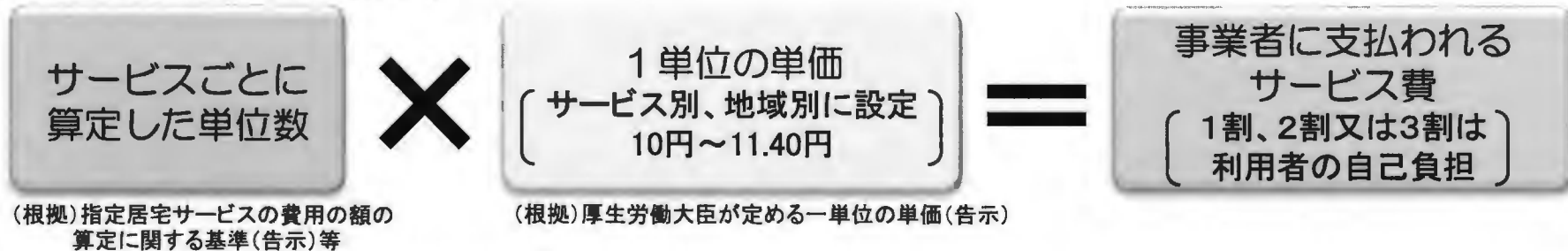
厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

## ■ 介護報酬の基本的な算定方法



## ■ 1単位の単価(サービス別、地域別に設定)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/居宅介護支援/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護
- ②訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/短期入所生活介護
- ③通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護医療院/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/地域密着型通所介護

# 地域区分の特例について

## 概要

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

### （※1）

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げを認める。

- i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

（注1）隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。（アiのみ）

（注2）広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。

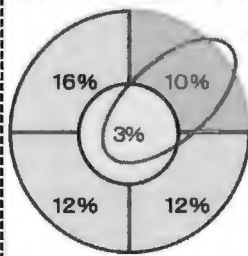
（注3）自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。

（注4）障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

### （※2）

平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

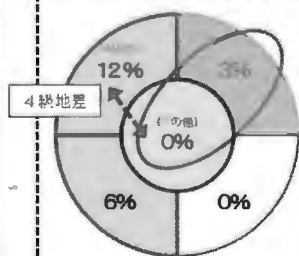
#### 【アi に該当する事例】



○高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

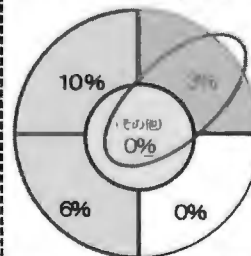
⇒ 6%又は10%を選択可

#### 【アii に該当する事例】



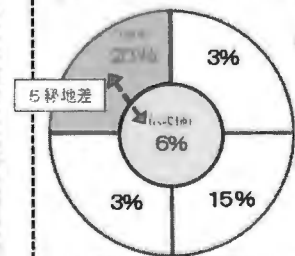
○その他(0%)地域であって、高い地域区分の地域と複数隣接し、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合  
⇒ 3%を選択可

#### 【アiii に該当する事例】 R6新設



○その他(0%)の地域であって、高い地域区分の地域に囲まれており、同一の区分(0%)とは単一の隣接となっている場合  
⇒ 3%を選択可

#### 【イ に該当する事例】 R6新設



○5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合  
⇒ 10%を選択可

令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域

	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%				
地域	東京都 特別区	東京都 調布市(3) 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉市 浦安市(4) 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市(4) 愛知県 名古屋 刈谷市(4) 豊田市(4) 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 横須賀市(5) 藤沢市 逗子市 三浦市(6) 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市(3) 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 川口市(6) 草加市(6) 戸田市(6) 新座市 八潮市(6) ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 袖ヶ浦市(6) 印西市 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町(6) 寒川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 川越市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 木更津市(7) 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 東京都 宇治市 亀岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町(7) 精華町	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 土浦市 古河市 守根町 栃木県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 川越市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 木更津市(7) 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 東京都 宇治市 亀岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町(7) 精華町	東京都 武蔵村山市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 一宮市(7) 瀬戸市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 西尾市 犬山市(7) 江南市(7) 稲沢市 尾張旭市(7) 岩倉市(7) 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町 豊山町 飛島村 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町(7) 精華町	北海道 札幌市 釧路市 帯広市 旭川市 網走市 稚内市 紋別市 根室市 釧路市 帯広市 旭川市 網走市 稚内市 紋別市 根室市 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 岐阜市 多治見市 美濃加茂市(他) 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 榛東村(他) 吉岡町(他) 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川 南足柄市(他) 山北町 箱根町	愛知県 豊橋市 半田市 豊川市 豊田市 常滑市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 南アルプス市(4) 南郷町(他) 大町市 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町(他) 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 近江八幡市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 日野町 竜王町(他) 京都府 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 大和高田市(6) 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 熊野町(他) 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23(23)	7(6)	29(27)	24(25)	59(51)	137(140)	170(166)	1292(1303)				

※ この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。

※ 赤字は、令和6年度介護報酬決定において級地の変更があった市町村であり、括弧内は、変更前の級地。

# 級地の設定状況について

## ○特例及び経過措置の適用状況

(自治体数)

	合 計 (A+B)	本来の級地よりも 引き上げ(A)	本来の級地よりも 引き下げ(B)
公務員の地域手当に準拠	1,544	—	—
経過措置を適用 (H27～)	80	2	78
複数隣接ルールを適用 (H27・R6)	57	55	2
完全囲まれルールを適用 (H30・R3)	30	15	15
4級地差ルールを適用 (R3)	2	2	—
5級地差ルールを適用 (R6)	7	7	—
広域連合ルールを適用 (H27～)	20	5	15
他制度との均衡ルールを適用 (R6)	1	1	—

(参考)令和6年度改定において級地変更があった自治体数 38(引き上げ35、引き下げ3)

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ➤ 完全囲まれルールの適用   | 5  |
| ➤ 複数隣接ルールを適用    | 10 |
| ➤ 5級地差ルールを適用    | 7  |
| ➤ 広域連合ルールを適用    | 1  |
| ➤ 他制度との均衡ルールを適用 | 1  |
| ➤ 経過措置の変更       | 6  |
| ➤ 経過措置の終了       | 8  |

## 地域区分のこれまでの見直しの経緯

平成12年度介護保険制度創設	国家公務員の調整手当に準拠した地域区分を設定（5区分）
平成15年度介護報酬改定	地域区分の改定なし
※人事院勧告（平成17年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は平成22年度から）	
平成18年度介護報酬改定	国家公務員の地域手当が新設され、級地が7区分となったものの、地域区分の改定は行わず、従来5区分を踏襲
平成21年度介護報酬改定	①一部の級地について上乘せ割合を引き上げ（級地の見直しは実施せず） ②地域差を勘案する職員の範囲について、直接処遇職員から具体的に配置基準が定められている職種の職員に拡大 ③人件費割合について、2類型（人件費割合60%と40%のサービス）から3類型（人件費割合70%、55%、45%のサービス）に見直し
平成24年度介護報酬改定	国家公務員の地域手当に準拠した見直し（7区分） ※国の官署がないため地域手当の設定がない地域については、診療報酬の地域加算の対象地域の考え方に準拠して設定 ※経過措置として、2区分以上変更する地域は1区分の変更でも認めるとともに、乙地（5%）の地域は引き続き5%の設定を可能とした
※人事院勧告（平成26年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は平成30年度から）	
平成27年度介護報酬改定	国家公務員または地方公務員の地域手当に準拠した見直し（8区分） ※経過措置として、従前の上乗せ割合と見直し後の上乘せ割合の範囲内での選択を認める ※特例として、複数隣接ルール及び広域連合ルールを設定
平成30年度介護報酬改定	特例として、完全囲まれルールを設定
令和3年度介護報酬改定	特例として、4級地差ルールを設定
令和6年度介護報酬改定	5級地差ルール及び新複数隣接ルールを設定
※人事院勧告（令和6年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は令和10年度以降） ※地方公務員の地域手当も国家公務員と同様の見直し（現在、90市町村が国家公務員の地域手当や総務省から示された支給割合等とは異なる独自の支給割合を設定しており、見直し後はさらに増えることも考えられる）	

## 地域区分について

### 基本的な考え方

- 介護報酬は、介護サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定するものであり、人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別（8区分）及び人件費割合別（3区分）に1単位あたりの単価を定めている。
- 地域区分における級地の設定は、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員または地方公務員）の地域手当に準拠しており、隣接地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、自治体の意向を踏まえた上で介護報酬改定の際に特例を設けることで適用する級地の見直しを行っている。
  - ※ 公務員の地域手当は、賃金構造基本統計調査により算出した賃金指数（全国平均を100とする指数）が93.0以上の地域を地域手当の支給地域として設定している。

### 今後の対応について

- 国家公務員の地域手当については、令和6年8月に出された人事院勧告において、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直し内容が示され、令和7年度から段階的に支給割合の引下げや引上げが実施されることとなっている。
  - ※ 地方公務員の地域手当についても国家公務員の地域手当と同様の考え方で見直しを行うことが適当とされている（社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 給与分科会 報告書）。
- また、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、「地域区分については、令和7年度に予定されている公務員の地域手当の見直しを踏まえ、その在り方について検討していくべきである。」とされている。
- こうした点を踏まえ、次期介護報酬改定に向けて市町村の意向を確認しつつ、地域区分のあり方について検討を進めることとしてはどうか。

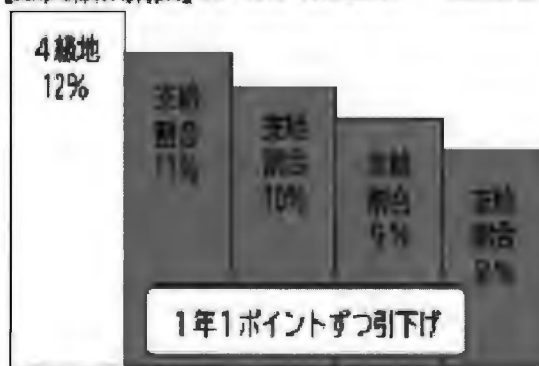
# (参考) 公務員の地域手当の見直し内容

(「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」(令和6年8月 人事院) より抜粋)

## 地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
  - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
  - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
  - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
  - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



令和6 令和7 令和8 令和9 令和10(年度)

- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等



【見直し後】

16都府県  
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等

## (参考) 地域手当の支給地域及び支給割合

(「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」(令和6年8月 人事院) より抜粋)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都：特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

## (参考) 見直し後の支給地域及び級地区分・支給割合

(「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 給与分科会 報告書」(令和6年10月)より抜粋)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 20%		東京都：特別区
2級地 16%	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 12%	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、蕨市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、習志野市、我孫子市、袖ヶ浦市、印西市 静岡県：裾野市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市、日進市 京都府：長岡京市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 8%	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、狭山市、上尾市、朝霞市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、富津市、浦安市、四街道市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、高砂市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 4%	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 宮城県：富谷市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

※ 表中「都道府県の級地と異なる地域」については、令和6年人事院勧告・報告で示された支給地域に、国家公務員が在動していない地域も加えて掲げている。